

がまフォロ割キャンペーン登録店舗募集要項

1 目 的

市内事業者がSNSを活用し集客を図り、売上アップ・販路拡大につながる取り組みを支援するとともに、魅力ある個店を地域全体でPRすることにより新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ市内経済の活性化を目的に事業を実施します。

2 事業に関する概要

市内登録事業者は、市内の自身の店舗において、自身のSNSを有する来店客が、条件を満たした内容を投稿した場合、その投稿者の受けたサービス料金に対して割引を実施するもの。

(1) キャンペーン実施期間 令和4年3月1日～令和4年3月31日

(2) 登録事業者数 50者

ア フォロワー数割引対象店舗

(条件を満たした顧客が有するフォロワー数に応じて料金から割引を実施する)

イ 定率割引対象店舗

(条件を満たした顧客の支払う料金から定率で割引を実施する)

(3) 割引対象要件

市内に立地する店舗において、次に示す全ての条件を満たした消費者に提供される商品・サービスに対して割引を実施すること。

ただし、割引額の上限は1回の決済で3,000円まで(消費税相当額を含まない)とし、フォロワー数50人以上の来店客について割引を実施すること。(実施した割引に対する登録店舗への市の補助は、本要項4(1)(2)のとおりとする)

また、キャンペーン期間中、割引を実施するのは1アカウント1店舗1回限りとする。

ア 自身のSNS (Instagram・Twitter・Facebook) を有すること

イ 店舗が指定する、店舗内で消費又は提供される商品又はサービスのうち、下記の条件のいずれかを有する1つ以上を画像で投稿すること

(ア) 店舗ならではの付加価値がついた商品又はサービスであること

(イ) 蒲郡市内生産品を材料としたことを掲げた商品又はサービスであること

ウ 市及び店舗等が予め決めたキーワードのうち、2つ以上を#(ハッシュタグ)を付して自身のSNS上に投稿すること

エ 指定されたシステムを使用し、指定内容を登録すること

オ 割引を受けようとする登録店舗のSNSをフォローすること

カ 投稿内容は、参加店舗の応援・宣伝となるようなものであること

3 登録事業者に関する事項

(1) 資格要件

- ア 蒲郡市内に立地する店舗・事業所があること。ただし、大規模小売店舗（店舗面積 1,000m² 超）は除く。
- イ 市税を滞納していない事業者
- ウ 本募集要項の内容を遵守すること
ただし、次に該当する場合は応募できません。
 - ・風営法第 2 条に規定する営業を行う事業者
 - ・特定の宗教・政治団体と関わる事業者又は業務の内容について公序良俗に反する事業者
 - ・蒲郡市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は当該暴力団員等が営む事務所又は店舗
 - ・上記 2（3）割引対象要件に記載した投稿の対象とする、店舗が指定する商品・サービスになり得ない商品のみを取扱う店舗等
 - ・その他本事業の目的に照らして市長が不相当と判断する者
- エ 自身の店舗を広報する SNS を有する、又はキャンペーン実施までにアカウント開設が完了していること
- オ SNS を活用して店舗情報の発信に取り組みたい事業者
- カ 電子メールアドレスを所有し、基本的な操作ができること
- キ パソコンまたはスマートフォンを所有し、基本的な操作ができること
- ク 事業を実施する店舗においてインターネット環境が整っていること
- ケ 市が実施する本事業に係る会議等に参加できること
- コ 本事業の参加店舗として店舗名等の公表に同意できること
- サ 本事業の実施、効果検証、分析に前向きに協力できること

（2）申込方法

『がまフォロ割キャンペーン登録店舗参加申込書兼誓約書』に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、専用登録フォームのいずれかで、蒲郡商工会議所に提出してください。

（3）申込期間

令和 4 年 1 月 7 日（金）から 1 月 21 日（金）まで

申込者多数の場合は、厳正なる抽選の上、登録決定事業者に通知し、令和 4 年 2 月開催予定の登録店舗向け説明会の案内を送付いたします。

（4）申込先

蒲郡商工会議所

電話 0533-68-7171 FAX 0533-68-0339

4 補助金に関する事項

（1）補助金交付要件

- ア 補助対象経費 上記 2（3）で実施した割引

イ 補助率 補助対象経費の3分の2以内（上限20万円）

ウ 事業説明会等、市が実施する会議に参加すること

エ 効果検証に係る調査の実施及び書類の提出

(2) 補助金交付における留意事項

次に示す内容について留意してください。

ア 登録事業者からの補助金交付申請内容の確認として、SNSの投稿状況を確認する場合があります。

イ 同一人物（同一アカウント）と思われる投稿に対しては1回の割引分のみを補助対象経費とします。その他不正と見なされる投稿は補助対象外とします。

ウ 補助金は、キャンペーン終了後、効果検証した後の交付（令和4年5月頃予定）となります。

5 その他留意事項

(1) 本募集要項に記載されていない事項に関しては「蒲郡市SNS活用事業費補助金交付要綱」に準じ、定めのない事項に関しては、蒲郡市観光商工課がその対応を決定します。

(2) 登録店舗の情報（店舗名・所在地他）及び事業に関する広報は、チラシ、蒲郡市ホームページ等で実施します。

(3) 事業実施にあたり、不正とみなされる事項が確認された場合は、登録店舗の取消、補助金の返還を実施します。

(4) 補助対象経費以外の経費、及び事業を実施するにあたり発生した損害については、市及び蒲郡商工会議所は責任をおいませぬ。

6 お問い合わせ先

蒲郡商工会議所 電話 0533-68-7171 FAX 0533-68-0339